

鶴居村告示第82号

鶴居村は、景観法（平成16年法律第110号）第98条第1項の規定により、令和6年2月1日をもって景観行政団体となるので、同条第3項の規定により公示します。

令和5年12月18日

鶴居村長 大石 正行